

熊本県規則第16号

熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(知事が必要と認める図書)

第3条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の審査を受け、当該規定に適合することを証する書面の交付を受けた場合は、当該書面及び省令別表第1に掲げる図書

(2) その他知事が必要と認める図書

(知事が不要と認める図書)

第4条 省令第64条第2項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1号に掲げる図書を添付する場合にあっては、省令別表第2から別表第8までの各項に掲げる図書（省令第48条第2項の規定が適用される畜舎等に係る場合にあっては、同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）

(2) その他知事が不要と認める図書

(申請の取下げの届出)

第5条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定及び法第6条第2項ただし書の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第6条 省令第91条に規定する知事の定める日は、前回報告を行った日（法第3条第1項の認定を受けた後最初に行う報告にあっては、当該認定を受けた日）から起算して5年を経過する日の属する年度の9月末日とする。

(建築等又は利用の取りやめの申出)

第7条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取

りやめようとするときは、取りやめ申出書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

取下げ届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

申請を取り下げたいので、熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 申請の種類（該当する□にチェックを入れてください。）

法第3条第1項の認定の申請

法第4条第1項の変更の認定の申請

法第6条第2項ただし書の規定による認定の申請

2 申請年月日

3 取下げの理由

4 備考

別記第2号様式（第7条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
申出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第7条の規定により下記のとおり申し上げます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日

認定番号：

認定年月日：

2 取りやめ予定年月日

3 取りやめの理由

4 備考